

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料減免について

組合の組合員であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて国民健康保険料の納付が困難になった組合員に対し、国民健康保険料の減免を下記のとおり実施いたします。

対象者

- 1、り患組合員
組合員が新型コロナウイルス感染症に感染し、死亡又は重篤な疾病を負ったため国民健康保険料の納付が困難になった場合。
- 2、収入減組合員
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、経済活動自粛による組合員の令和2年分の収入が減少し国民健康保険料の納付が困難になった場合。
※減少率は令和2年の見込み事業収入等の減少額が、前年収入の3割減以上。

減免割合（令和2年度分保険料）

- 1、り患組合員 令和2年度分保険料全額
- 2、収入減組合員

減少率	30%～39%	40%～49%	50%以上
減免割合	6ヶ月分	9ヶ月分	全額

※勤務税理士・職員である組合員については、自己負担分の保険料が減免対象となります。

申請方法

次の書類を提出してください。

- 1、り患組合員
 - ・「国民健康保険料減免申請書」申請者記入
 - ・新型コロナウイルス感染症の「り患を証明する書類」（医師発行の診断書等）
- 2、収入減組合員
 - ・「国民健康保険料減免申請書」申請者記入
 - ・「収入見込額計算書」及び証明書類

証明書類 「令和元年度分確定申告書第一表」又は「令和2年度市県民税普通徴収・特別徴収税額の決定通知書」、直近3ヶ月の「給与明細書」

※申請をする場合には、組合事務局までお問い合わせください。